

同窓会10期生会における個人情報保護に関する細部要領

1 趣旨

この件は、防衛大学校同窓会における個人情報保護に関する細則第5条第3項及び第4項並びに第12条に基づき、10期生会における個人情報保護に関する細部要領について定めるものである。

2 個人情報の取扱いについて

- (1) 期生会における取扱者が使用するパーソナルコンピュータ(以下「PC」という。)での個人情報の取り扱いは、防衛大学校同窓会における個人情報に関する細則(以下「細則」という。)(第4条「取扱者の責務」及び第12条「個人情報の適正管理」)に基づき適正に行うものとする。
- (2) PCには、努めてセキュリティソフトを常駐(自動更新)させるものとする。
- (3) 10期生会が保有する個人情報を期成会内で共有する場合にあっては、次の事項を要件とする。
 - ア 使用目的が適正であること
 - イ 提供する情報は、その目的に対し必要最小限のものであること

3 個人データの取扱要領について

- (1) 個人データはUSB等外部記憶媒体(以下、「USB等」という。)に保存するものとし、PC本体に保存しないものとする。
- (2) 電子メール等で個人データファイルを送信する場合、必ずパスワードを設定するものとし、送信後速やかに、PC上から個人データを削除(送信履歴フォルダー内のメールから個人データファイルを削除)するものとする。
(送信履歴フォルダーのメールそのものの削除を意味するものではない。)
- (3) 電子メールで個人データファイルを受信した場合、速やかに個人データファイルをUSB等に移動させるとともにPC上から削除(受信履歴フォルダー内のメールから個人データファイルを削除)するものとする。(受信履歴フォルダーのメールそのものの削除を意味するものではない。)
- (4) 同窓会事務局との間の送受信要領については、同窓会事務局の指示するところによる。

4 その他

(1) 取扱記録

取扱者は、個人データをメールにより送信・受信記録した場合、別紙様式「個人データ送信・受信記録」により送付状況を記録するものとする。その他の手段により、個人情報を入力した場合もこれに準ずる。

(2) 保存期間

原則1年以内とし、これを超えて保存する必要がある場合は、保存期限を更新するものとする。

(3) 異常時の処置

期成会の保有する個人データについて、異常を感じた場合は速やかに期生会長に報告するとともに応急の処置を取るものとする。

また、必要に応じて、総括管理責任者（同窓会会長：事務局長気付）に状況を報告し、指示を仰ぐものとする。

(4) 新任取扱者に対する教育

新任の取扱者に対しては、速やかに個人情報保護方針、細則及び本細部要領を知らしめるものとする。

